

内閣参質一七一第一〇六号

平成二十一年四月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出我が国のガザ地区に対する取り組みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出我が国のガザ地区に対する取り組みに関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、これまでもイスラエル政府に対し、ガザ地区への支援物資の円滑な搬入を含めたガザ地区住民の人道状況の改善に取り組むよう働きかけを行ってきている。今後とも、イスラエル政府に対し積極的に働きかけていくとともに、関係国・機関に対しても働きかけを継続する考えである。

二について

本年二月、我が国は、国際連合安全保障理事会において中東情勢に関する会合の議長を務めたところである。同会合では、国際連合の中東和平特別調整官による現地情勢及び人道支援の実施状況等に関する説明を受け、理事国間で議論を行った。

ガザ地区の問題に対しては、民間人の更なる犠牲を防ぎ、早急に事態を沈静化させるため、イスラエル軍による空爆開始以降、麻生太郎内閣総理大臣及び中曾根弘文外務大臣によるイスラエル、パレスチナ自治政府、エジプト、イラン、英国等の政府関係者との電話協議、物資協力を含む約千百万ドルの人道支援の実施、国際連合安全保障理事会における事態の解決に向けた決議の採択に向けた働きかけ、有馬龍夫外

務省参与（中東和平問題担当特使）の現地派遣による現地政府要人に対する停戦に向けた働きかけ、三日にエジプトで開催されたガザ復興支援国際会議への伊藤信太郎外務副大臣の派遣及び同会議における当面二億ドルの対パレスチナ支援表明といった取組を行ってきた。今後とも、イスラエル・ハマスの停戦交渉及びパレスチナ国民対話に対するエジプトによる仲介努力の支持、イスラエル政府への働きかけ、ガザ地区の人道・早期復旧支援等を通じ、事態の解決に積極的に貢献していく方針である。